

国立研究開発法人防災科学技術研究所の中長期目標の変更について

国立研究開発法人 防災科学技術研究所 中長期目標の変更について

令和 7 年 1 月 30 日

地震火山防災研究課

1. 火山調査研究推進本部（火山本部）の設置に伴う変更

改正活動火山対策特別措置法（議員立法）に基づき令和 6 年 4 月 1 日に文部科学省に火山調査研究推進本部（火山本部）が設置されたことを受け、火山本部への貢献および火山本部の方針に基づき防災科研が担う火山活動の調査観測・解析の役割を明確に位置付ける。

2. 研究セキュリティ・研究インテグリティの確保・徹底に伴う変更

「国立研究開発法人の機能強化に向けた取組について」（令和 6 年 3 月 29 日 関係府省申合せ）において、研究セキュリティ・研究インテグリティの確保について中長期目標等に明確に位置づけることとされたことを踏まえ、研究セキュリティ・研究インテグリティに関する追記を行う。

3. その他時点更新

内閣府が令和 6 年度から新総合防災情報システム（SOBO-WEB）を新たに運用したことを受け防災基本計画（中央防災会議）が令和 6 年 6 月 28 日に更新されたことを踏まえた修正を行う。

（参考）政府決定等の該当箇所抜粋

■当面の機動的な調査観測の実施体制について

（令和 6 年 4 月 23 日 火山調査研究推進本部 火山調査委員会） （抄）

火山調査委員会は、総合的な評価に基づき、評価に必要となる機動的な調査観測項目等を取りまとめた調査研究方策を作成する。各火山の調査研究方策を踏まえ、機動的な調査観測を進めるための具体的な実施計画については、火山調査委員会の下に機動調査観測部会を設置して立案する。各機関は、火山調査研究推進本部の調査研究方策や具体的な実施計画に基づいて、連携して機動的な調査観測等を実施することとする。

機動的な調査観測の実施体制等については、当面以下の体制とする。

○実施体制の概要

- ・ 防災科学技術研究所において、関係する機関と連携して「機動的な調査観測・解析グループ」を設置し、そのグループの事務局は防災科学技術研究所及び海洋研究開発機構が担う。

○「機動的な調査観測・解析グループ」の役割

- ・ 機動調査観測部会で立案された実施計画に基づき、調査観測・解析を実施
- ・ 調査研究方策や実施計画を作成する前の場合であっても、噴火が切迫している状況や噴火が発生した場合などにおいては、緊急観測計画を火山調査委員会に提案し、火山調査委員会委員長の承認を受け、調査観測・解析を実施
- ・ 機動的調査観測により得られた結果は火山調査委員会に報告

■火山に関する観測、測量、調査及び研究の推進に係る総合基本施策、火山に関する総合的な調査観測計画の要点（令和6年8月9日 火山調査研究推進本部 政策委員会）（抄）

2. 当面10年間に推進する火山に関する総合的な調査観測に関する事項

多様な火山活動や火山ハザードを把握・予測し、火山噴火による被害の軽減を図るためには、科学的知見を十分に生かすことができる効果的・効率的な調査観測体制が必要。現在の調査観測体制を基礎とし、それを拡大・発展させ、国が責任を持って火山に関する総合的な調査観測を推進。

（1）火山に関する総合的な調査観測の推進

○基盤的な調査観測

国として、火山活動の状態や火山ハザードの把握、噴火の時期、場所、規模、様式、推移の予測、及びこれらに基づく火山ハザードの予測のための調査及び研究に資する調査観測や精密構造・噴火履歴等の基礎情報調査を、全国を対象として計画的かつ持続的に実施。

- ・陸上観測体制の整備・運用・更新・高度化 常時観測点（防災科学技術研究所 V-net、気象庁常時観測体制、国土地理院 GEONET 等）により、陸上の火山について、噴火の場所や様式の予測等が可能となるような一定の水準で調査研究を推進するための調査観測を実施。当面、活動火山対策のために観測、測量、調査及び研究の充実等が必要な51火山を対象。

○機動的な調査観測

- ・大学、研究機関、関係行政機関が参画。緊急時に即座に機動的な調査観測・解析を実施するため平時より常設の「機動的な調査観測・解析グループ」を防災科学技術研究所に構築。

■国立研究開発法人の機能強化に向けた取組について（令和6年3月29日 関係府省申合せ）（抄）

II-4. 研究セキュリティ・インテグリティの確保（5）今後の方針

機微技術・情報は、我が国の安全保障にも影響を及ぼすことから、流出防止措置の強化策について、各法人所管府省・各国研は、中長期目標・中長期計画においても、研究セキュリティ・インテグリティの確保について明確に位置づけることとする。

■防災基本計画（令和6年6月28日 中央防災会議）（抄）

第2編 第2章 第2節 6 国における活動体制（3）職員の派遣

○国〔内閣府等〕は、大規模な被害が想定される場合には、必要に応じ、ヘリコプター等により、直ちに内閣府調査チームを派遣し、被害状況の迅速な把握及び被災 地方公共団体の支援を行うものとする。その際、国〔内閣府〕は、国〔内閣府〕及び国立研究開発法人防災科学技術研究所等で構成される I S U T（災害時情報集約支援チーム：Information Support Team）を派遣し、総合防災情報システム（S O B O - W E B）を活用して、災害情報を集約・整理し地図で提供することにより、地方公共団体等の災害対応を支援するものとする。また、感染症対策のため、職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理等を徹底するものとする。

国立研究開発法人防災科学技術研究所の中長期目標 新旧対照表（案）

（主務府省：文部科学省）

新	旧
国立研究開発法人防災科学技術研究所が達成すべき業務運営に関する目標（中長期目標） I. 政策体系における法人の位置付け及び役割 防災科学技術研究所法（平成 11 年法律第 174 号）において、防災科研は、防災科学技術に関する基礎研究及び基盤的研究開発等の業務を総合的に実施することにより防災科学技術の水準の向上を図ることとされている。これまで、防災科研は、緊急地震速報の開発や高精度の降雨観測レーダの開発、災害時における組織を超えた防災情報の共有に資する基盤的防災情報流通ネットワーク（SIP4D）の開発など、その成果が国民の安全・安心につながる研究開発を行ってきた。また、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に基づく指定公共機関として、災害の発生時等に必要な情報の提供、地方公共団体等との連携・協働の取組等も実施している。さらに、地震調査研究推進本部の「地震調査研究の推進について―地震に関する観測、測量、調査及び研究の推進についての総合的かつ基本的な施策（第 3 期）―」（令和元年 5 月 31 日）の下で実施されている我が国の地震調査研究及び令和 6 年 4 月 1 日に設置された火山調査研究推進本部の方針の下で実施される我が国の火山調査研究において、防災科研は中核的な役割を引き続き担っていく必要がある。 Ⅲ. 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項 2. レジリエントな社会を支える研究基盤の運用・利活用の促進 （1）基盤的観測網の運用・利活用促進 地震調査研究推進本部及び火山調査研究推進本部並びに科学技術・学術審議会測地学分科会地震火山観測研究計画部会の計画等を踏まえ、我が国の防災科学技術の様々な研究開発の基盤として、陸	国立研究開発法人防災科学技術研究所が達成すべき業務運営に関する目標（中長期目標） I. 政策体系における法人の位置付け及び役割 防災科学技術研究所法（平成 11 年法律第 174 号）において、防災科研は、防災科学技術に関する基礎研究及び基盤的研究開発等の業務を総合的に実施することにより防災科学技術の水準の向上を図ることとされている。これまで、防災科研は、緊急地震速報の開発や高精度の降雨観測レーダの開発、災害時における組織を超えた防災情報の共有に資する基盤的防災情報流通ネットワーク（SIP4D）の開発など、その成果が国民の安全・安心につながる研究開発を行ってきた。また、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）に基づく指定公共機関として、災害の発生時等に必要な情報の提供、地方公共団体等との連携・協働の取組等も実施している。さらに、地震調査研究推進本部の「地震調査研究の推進について―地震に関する観測、測量、調査及び研究の推進についての総合的かつ基本的な施策（第 3 期）―」（令和元年 5 月 31 日）の下で実施されている我が国の地震調査研究において、防災科研は中核的な役割を引き続き担っていく必要がある。 Ⅲ. 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項 2. レジリエントな社会を支える研究基盤の運用・利活用の促進 （1）基盤的観測網の運用・利活用促進 地震調査研究推進本部や科学技術・学術審議会測地学分科会地震火山観測研究計画部会の計画等を踏まえ、我が国の防災科学技術の様々な研究開発の基盤として、陸域の地震・火山観測網と海域の地

域の地震・火山観測網と海域の地震・津波観測網を一元化した陸海統合地震津波火山観測網（MOWLAS）等の整備・運用を継続するとともに、観測データの関係機関との共有や利活用促進を図り、国内外の関係機関における研究開発、業務遂行や我が国の地震・津波・火山に関する調査研究の進展に貢献する。また、気象等を対象とする研究開発で得られた観測データを関係機関と共有し、利活用促進を図る。

3. レジリエントな社会を支える防災科学技術の中核的機関の形成 (5) 防災行政への貢献

内閣府により、令和6年度からSIP4Dの主要機能を採用した新総合防災情報システム（SOBO-WEB）が運用開始され、防災基本計画に位置付けられたことも踏まえ、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策基本法に基づく指定公共機関として対応し、SOBO-WEB 及び SIP4D 等を活用して災害時情報集約支援チーム（ISUT）をはじめとする関係機関等へ適切な災害対応のための情報提供を行うとともに、災害対応現場への職員の派遣及び後方支援を行う。

また、平時においても地震調査研究推進本部や火山調査研究推進本部等の関係機関等へ観測、調査及び研究の成果を提供する。火山調査研究推進本部の方針に基づき、関係機関と連携して機動的な調査観測や解析を実施する体制を整備する。加えて、関係機関等と連携・協働した研究開発を積極的に行い、国、地方公共団体、民間企業、個人等の各主体の防災力向上に資するための取組を行う。

さらに、災害時における被害拡大の防止及び速やかな復旧・復興の実効性を高めるため、国、地方公共団体等との連携・協働を強化し、災害現場で必要とされている科学技術のニーズを明らかにして、必要に応じて研究開発に反映させ、研究成果が効果的に活用されるような枠組みや体制構築に努める。

VI. その他業務運営に関する重要事項

震・津波観測網を一元化した陸海統合地震津波火山観測網（MOWLAS）等の整備・運用を継続するとともに、観測データの関係機関との共有や利活用促進を図り、国内外の関係機関における研究開発、業務遂行や我が国の地震・津波・火山に関する調査研究の進展に貢献する。また、気象等を対象とする研究開発で得られた観測データを関係機関と共有し、利活用促進を図る。

3. レジリエントな社会を支える防災科学技術の中核的機関の形成 (5) 防災行政への貢献

防災基本計画に、総合防災情報システムと並んでSIP4Dも防災情報の集約のシステムとして位置づけられたことも踏まえ、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策基本法に基づく指定公共機関として対応し、SIP4D 等を活用して災害時情報集約支援チーム（ISUT）をはじめとする関係機関等へ適切な災害対応のための情報提供を行うとともに、災害対応現場への職員の派遣及び後方支援を行う。

また、平時においても地震調査研究推進本部等の関係機関等へ観測、調査及び研究の成果を提供する。加えて、関係機関等と連携・協働した研究開発を積極的に行い、国、地方公共団体、民間企業、個人等の各主体の防災力向上に資するための取組を行う。

さらに、災害時における被害拡大の防止及び速やかな復旧・復興の実効性を高めるため、国、地方公共団体等との連携・協働を強化し、災害現場で必要とされている科学技術のニーズを明らかにして、必要に応じて研究開発に反映させ、研究成果が効果的に活用されるような枠組みや体制構築に努める。

VI. その他業務運営に関する重要事項

1. 国民からの信頼の確保・向上 (1) 研究倫理の確立及びコンプライアンスの推進 (2) 情報セキュリティ対策の推進 (3) 安全衛生及び職場環境への配慮 <u>(4) 研究セキュリティ・研究インテグリティの確保</u> <u>国の方針等を踏まえ、機微技術・情報の流出防止措置などの研究</u> <u>セキュリティ・研究インテグリティの確保を徹底するための適切な</u> <u>対応を講じる。</u>	1. 国民からの信頼の確保・向上 (1) 研究倫理の確立及びコンプライアンスの推進 (2) 情報セキュリティ対策の推進 (3) 安全衛生及び職場環境への配慮
---	--